（被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部改正）

第六十四条　被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号）の一部を次のように改正する。

附則第四十二条中「第二条の規定による改正後の」を削り、「同条第四項」を「同条第六項」に、「及び第七項」を「及び第九項」に、「同条第七項」を「同条第九項」に改める。

附則第五十三条中「並びに附則第六十六条及び第六十七条」を「及び附則第六十七条」に改める。

附則第六十六条中「改正後地共済法」を「地方公務員等共済組合法」に、「同条第四項」を「同条第六項」に、「及び第七項」を「及び第九項」に、「同条第七項」を「同条第九項」に改める。

（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正）

第六十五条　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。

別表第一の三十の項の次に次のように加える。

三十の二	都道府県知事	国民健康保険法による国民健康保険保険給付費等交付金の交付に関する事務であって主務省令で定めるもの

（持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律の一部改正）

第六十六条　持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律（平成二十五年法律第百十二号）の一部を次のように改正する。

第四条第七項第二号ロ中「国民健康保険法附則第十条第一項」を「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第三十一号）第三条の規定による改正前の国民健康保険法（以下このロにおいて「改正前国保法」という。）附則第十条第一項」に、「国民健康保険法附則第十二条第一項」を「改正前国保法附則第十二条第一項」に改める。

（地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の一部改正）

第六十七条　地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成二十六年法律第八十三号）の一部を次のように改正する。

第十八条のうち高齢者の医療の確保に関する法律附則第十三条の六第一項の改正規定中「附則第十三条の六第一項」を「附則第十三条の十一第一項」に改める。

附則第一条第六号中「第十三条の六第一項」を「第十三条の十一第一項」に改める。

（罰則に関する経過措置）

第六十八条　この法律（附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

第六十九条　この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

内閣総理大臣　安倍　晋三
総務大臣　山本　早苗
財務大臣臨時代理
国務大臣　山本　早苗
文部科学大臣　下村　博文
厚生労働大臣　塩崎　恭久
防衛大臣　中谷　元

政令

持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令をここに公布する。

御名御璽

平成二十七年五月二十九日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第二百四十四号

持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令

内閣は、持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第三十一号）の一部の施行に伴い、国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）第七十三条第一項及び同法附則第二十二条の二の規定により読み替えられた同法第七十三条第二項、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第三十八条第四項及び第百二十一条第二項並びに健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第三十八条の規定に基づき、この政令を制定する。

（国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令の一部改正）

第一条　国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令（昭和三十四年政令第四十一号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項第一号イ中「同項」を「次項」に改め、同条第四項第一号中「特定給付額」を「第二項に規定する特定給付額」に改め、同項第二号中「特定納付費用額に係る特定割合」を「前項に規定する特定納付費用額（以下この号において「特定納付費用額」という。）に係る特定割合」に改め、同号ロ中「規定する」の下に「給付費割合を」を加える。

附則第十五条第一項の表以外の部分中「について、」の下に「前条の規定により読み替えられた」を加え、同表第五条第一項第一号イの項中「附則第十五条第一項」を「附則第十六条」に、「同号」を「健康保険法第三条第一項第八号」に改め、同表第五条第一項第一号ロの項を次のように改める。

前条の規定により読み替えられた附則第十三条の規定により読み替えられた第五条第一項第一号ロ	であつて指定組合特定被保険者（経過的世帯員を除く。）又は小規模事業所等常勤経過的組合員	と小規模事業所等常勤経過的組合員に係る前期高齢者納付金、後期高齢者支援金及び病床転換支援金並びに介護納付金の納付に要する費用の額に相当する額（前期高齢者交付金がある場合には、小規模事業所等常勤経過的組合員に係る前期高齢者交付金の額に相当する額を控除した額）として厚生労働省令で定めるところにより算定した額を除く